## 第7回 自動車検査証の電子化に関する検討会 議事概要

1. 日 時:令和元年6月14日(金)10時00分~12時00分

2. 場 所:国土交通省(中央合同庁舎3号館)11階特別会議室

3. 出席者:石田委員、大山委員、川端委員、坂委員、新保委員、関委員、青山委員、荒岡委員、小笠原委員、岡安委員、久保田委員、木場委員、島崎委員、飯塚委員代理(德永委員欠席)、堀内委員、岩田委員、今岡委員代理(武藤委員欠席)、和迩委員、奥田委員、大嶋委員代理(蔭山委員欠席)、林委員、(平木委員欠席)

## 4. 議事 (概要)

(1) 事務局から資料1、2に沿って説明があり、その後意見交換を行った。

## (委員からの主な意見)

- 車検証の空き容量に格納していただきたい情報として、例えば自賠責保険や任意保 険といった保険の情報に関する意見が日本自動車販売協会連合会内でも挙げられてい る。
- アイデアを募集する際に、IC 化される車検証の要件のようなものを応募される方に 事前に提供することが良いのではないか。免許証の IC 化検討の際には免許停止や免許 取り消しといった場面を想定し、利用者の手元から離れるということが考えられてい た。同様に車検証の場合、運行停止となった際に車検証が車両あるいは利用者の手元 から離れる等、その他様々な場面が想定される。そういった要件を整理した上で、利 活用サービスを検討いただきたい。
- 本日の資料は空き容量をどう使うかについて焦点が当てられており、内容が少し狭く感じる。情報量の膨大さ、アップデートの価値、システム全体として捉えた時にスムーズに情報を出し入れできるといった内容を検討すべきではないか。
- マイナンバーカードは、現在、公的個人認証サービスとして電子証明、利用者証明 の 2 つの機能が追加されており、この機能は資料に記載されている法律とは別の法律 に起因している。サービスとしては、アプリケーションの追加と PKI を積み PKI の証 明書に繋ぐという大きく 2 つの方法がある。後者についてはアプリケーションの数の制限がかからない。利用者証明にあたるものは個体識別としては非常に有効なものになると思う。例えば、車検証が有効且つ搭載されていないと車が動かない、あるいは車検証の IC カードを交換する間にも PKI があれば遠隔で確認・操作できるという利活用であれば面白い話ではないか。
- 車検証が免許制度とリンクできれば、この免許を持っていてこの車に乗っているということに対する正誤の判断ができるようになる。警察官による取り締まりの際に免許証と車のマッチングを確認することは必要だと思うが、乗った段階で警告が出るといった利用ができる形で進めていけると良い。民意に任せて活用してもらおうというものよりも、政府による取り組みであるため踏み込んだ活用方法が検討できると良い。

- 一般的な話でいうと、マイナンバーカードは個人の認証であるのに対し、保有者の 属性を表すのが運転免許証である。持っているものを全て属性として管理するのであ れば、車検証の利活用でも色々な組み合わせでのマッチングが可能となる。マイナン バーカードは無償配布しており、健康保険証としての利用の検討も進んでいるため、 今後普及率は変わってくると思う。今後、車検証にも様々な情報が加わるということ であれば、世界に類を見ない面白い話になってくるのではないか。
- マイナンバーカードの個人情報を読み取るためには通常個人の了解が必要になるが、車検証の場合はオープンとなり、車検証のデータに誰でもアクセスできるようになるだろう。そのことも考慮し、広くアイデアを募集した方が良いのではないか。
- O アイデア募集で幅広く意見をいただき、仕組みとして備えなければならない事を知る必要がある。この制度を実施した際に、具体的に起きるリスクをどう把握するか検討する必要があると思う。また、車検証は個人ではなく、車に付属しているものという前提条件を明確にした上で、何ができるのか、何をしたいのか、どういう心配があるのかを議論できると良い。
- 〇 自動車には所有者と使用者が存在する中で、電子化された車検証の空き容量を利用 するにあたり、使用者にもアクセス権限を与えることとして考えて良いのか。
- (2) 事務局から資料3に沿って説明があり、その後意見交換を行った。

## (委員からの主な意見)

- 〇 車検証の電子化は、マイナンバーカードのような個人の証明ではなく検査を受けた 車の証明であるため、車には 100%入っている必要がある。空き容量の利活用の際に個 人の証明となる情報を多く搭載してしまうと、普及率を 100%にすることは困難になる だろう。機能を拡大することは良いことだが、現状の車の作業に係る弊害を如何にな くすかについての検討を先に進めていただきたい。
- O アイデア募集の際には、様々な利活用方法が検討可能であるということを丁寧に説明する必要があると思う。アイデアの実現可能性や、法規制の枠組みに囚われずに意見を募集していただき、その後何ができるか検討する中で、法令等の関係で実現が難しいということであれば法令改正すれば良い、くらいの考えで取り組んでいただきたい。
- 車検証の電子化について、「法律上特定の車を識別して」と記載があるため、車の ID ということは理解できる。ただし、データの所有権が誰なのか、使用について誰が許可するのかについて明確化されていない。車の使用者が変更となった場合にデータは消去するのか、使用者が車両を買い替えた場合に新しい車両の車検証にデータを移すことはできるのか等、説明いただきたい。
- データのポータビリティについて、ポータビリティ性を持たせるのかどうかについても重要なテーマだと思う。IC チップに格納されているデータ及び行政が提供している様々なサービスについて、参考になるものとしてスマートメーターが挙げられる。電力の使用量というデータは利用者のデータではあるが、電力会社側が保有する情報として管理責任は電力会社側にある。電力使用量という数値は個人情報ではないように思われるかもしれないが、電力会社にとっては個人情報に該当するため、管理範囲

についても慎重な議論が必要になると思う。今後検討事項として議論できると良い。

- 資料3の論点4に利活用方式をまとめていただいているが、可能性やリスクを探る際に、想定されるステークホルダーや利用シーンを作成いただきたい。想定できることを記載いただけると意見も多く頂けると思う。
- 具体的な利活用イメージが湧くよう、皆様からご意見ありましたように、利用シーンやステークホルダーなど想定できることも記載し、具体的な形で募集することをお願いしたい。

以上